

甲府市上下水道局本局庁舎

警備及び宿日直業務委託仕様書

甲府市上下水道局

## 甲府市上下水道局本局庁舎警備及び宿日直業務委託仕様書

### (委託業務)

第1 甲府市上下水道事業管理者（以下「委託者」という。）は、次の仕様内容により受託者に甲府市上下水道局本局庁舎における警備及び宿日直業務（以下「本業務」という。）を委託する。

### (目的)

第2 本業務は、営業時間外における甲府市上下水道局本局庁舎及びこれに附属する諸施設における盗難、火災、その他不法行為を未然に防ぐとともに、局保有財産の保全と庁舎・敷地内の秩序の維持、並びに災害又は緊急情報への対応及び必要最小限の事務を処理し、需要者への給排水の確保及び施設等の保全を目的とする。

### (業務対象施設等)

第3 本業務の対象となる施設は、甲府市下石田二丁目23番1号に所在する甲府市上下水道局本局庁舎（本局庁舎北側資材置場を含む。）及びその敷地内に存する施設・物品全般とする。

### (実施期間)

第4 本業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### (受託者の資格)

第5 本業務を受託できる者は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づき、山梨県公安委員会から警備業者として認定を受けた者のうち、同法第22条第2項に基づく1号警備業務の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者を正規雇用している者とする。

### (業務内容)

第6 本業務の内容は、次のとおりとし、各業務の詳細は別に定める特記仕様書による。

- (1) 警備業務
- (2) 宿日直業務
- (3) その他委託者が指示した業務

### (委託代金の支払)

第7 委託代金は、月払いとし、受託者は、委託者が定める手順に従い当該月分の委託代金を請求し、委託者は、請求後30日以内に支払うものとする。

(業務開始前の引き継ぎ)

第8 受託者は、落札後、速やかに本業務の従事者を定め、本業務を開始日から支障なく遂行するため、業務準備期間を設け、本業務を現に実施している者(受託者の業務実施期間以前に本業務を委託され実施している者をいう。以下「前受託者」という。)から委託者が必要と認める期間において、引き継ぎを受けなければならない。なお、業務準備期間における受託者が要する費用は、受託者の負担とする。

2 当該引き継ぎの実施内容については、委託者、受託者及び前受託者で協議して決定するものとする。

(業務終了前の引き継ぎ)

第9 本業務の終了又は契約の解除に伴い次期業務受託者が決定されたときは、受託者は、次期業務受託者に対して、本業務が円滑かつ支障なく遂行できるよう、受託業務の引き継ぎを、委託者が必要と認める期間において受託者の責により良心的に漏れなく行うとともに必要な資料等をすべて提供するものとする。

2 当該引き継ぎの実施内容については、委託者、受託者及び次期受託者で協議して決定するものとする。

3 受託者は、前項の引き継ぎを完了したときは、次期業務受託者の認めを得たうえ、委託者に文書をもって報告するものとする

(長期継続契約)

第10 本業務における委託契約は「甲府市上下水道局事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

(疑義等)

第11 本仕様書に疑義を生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者及び受託者で協議して決定するものとする。